

調査事業に係る事後評価記載様式

総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、協議会において合意形成を図った。

連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

熊本市の全域について、地勢、道路の整備状況、人口及び高齢者分布、主要施設の配置、自家用車保有台数、路線バスの人口カバー率、目的別の利用交通手段、乗り継ぎを含むバス利用状況、公共交通機関に対する満足度・不満足度等に係るデータ・資料を整理することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。(熊本市地域公共交通総合連携計画(案)参照)

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

現在策定中の「熊本市第6次総合計画」をはじめ、「熊本市中心市街地活性化基本計画」や本年度策定予定の「熊本市都市マスタープラン」との整合を図りながら、利便性の高いバス利用環境の構築を図るとともに、環境や福祉についても配慮した計画(案)とした。(熊本市地域公共交通総合連携計画(案)参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

バス利用者数の推移や事業者の経営状況を調査し、バス利用者が減少している原因を分析するとともに、バス交通における問題点や課題を抽出し、その対応策としてバス路線網再編や利用促進策について調査、整理し、減少傾向にある利用者数を増加に転じさせるという目標(案)の設定を行った。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

公共交通の利用状況や市民の移動状況、公共交通機関に関する市民ニーズの結果や現在策定中の「熊本市第6次総合計画」や「熊本市中心市街地活性化基本計画」、本年度策定予定の「熊本市都市マスタープラン」の内容を踏まえ、地域公共交通に関する目標(案)を設定した。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

バス利用者増という目標達成に向けて、バス路線網再編(案)に係る再編後の路線が適切なものであるかどうかを検証するために利用促進策を考慮しながら複数のケースについて実証実験を行う。また、利用促進策については、関係機関と協議し、実施計画を作成する予定である。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

熊本市地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業について、具体的内容と目標とするスケジュールを検討した。検討に当たっては、各バス事業者との協議を行っているが、より詳細な内容については、今後さらに協議していく予定である。

事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

評価方法については、バス利用者(人数、目的等)や収支の状況等を評価方法とすることで検討しており、アンケート調査の実施や実証運行委託事業者からの実績報告等から把握することを予定している。

事業の実施主体が検討されたか。

バス路線網・利用促進策それぞれについて実施主体を検討した。なお、実証実験等の路線を運行するバス事業者については、今後検討する。(熊本市地域公共交通総合連携計画(案)参照)

2 事業の実施環境

実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。

平成21年度実施予定の実証運行等にかかる経費については、現在、市の予算査定中である。事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、熊本市からの財政支出により財源を確保することについて関係者の合意形成を図る予定である。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

地元企業、自治体によるノーマイカーデーの実施や地元商店街による交通券の発行など、自主的な公共交通の利用促進に関する取組みが行われている。また、コミュニティバスの導入方針の中で、地域主体により取り組む環境を整えていく。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の規約が第1回法定協議会で決定、制定されており、法定協議会の審議事項は、連携計画の作成又は変更、連携計画の実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施等に関することと規定されている。また、第1回法定協議会においては、検討内容、スケジュール、調査・総合事業の概要についても事務局より説明を行い、審議されている。なお、本協議会は、熊本市の審議会としても位置付けており、要綱に基づき設置している。(第1回協議会議事録、規約、要綱参照)

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)。

公募委員については、協議会の設置要綱において規定している。公募委員は2名おり、住民の意見が反映される仕組みを設けている。

2 協議会における審議

調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

平成20年5月21日に第1回法定協議会を開催、12月末までに3回開催している。調査事業における実施状況の報告、審議がなされており、特にバス路線網再編に関しては、各バス事業者の実務担当者によるWGを定期的で開催し、利用者本位の路線網について審議した。

協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

協議会の開催については、報道機関にも周知し、公開している。また、議事録については、熊本市ホームページにて公開している。パブリックコメントについては、平成21年2月に実施予定。

3 地域関係者の実質的な合意形成

地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

学識経験者、市議会議員、バス事業者、経済・福祉・環境・教育関係、一般公募、行政などの構成委員により、調査事業について審議いただき、地域関係者の合意がなされた。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。